

公 示

法人タクシー事業の事業計画（事業用自動車の数） 変更の事前届出について

制 定	平成18年	9月29日	九運公第	20号
一部改正	平成19年	9月21日	九運公第	60号
一部改正	平成20年	3月26日	九運公第	111号
一部改正	平成26年	1月24日	九運公第	67号
一部改正	平成30年	3月13日	九運公第	74号
一部改正	令和7年	4月30日	九運公第	12号

法人タクシー事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について、下記のとおり定めたので公示する。

平成18年 9月29日

九州運輸局長 大黒 伊勢夫

記

1. 事前届出書の様式及び添付書類等

- (1) 別紙様式1（道路運送法施行規則（以下「施行規則」という）第4条第8項第3号に基づく九州運輸局長が指定する地域にあつては別紙様式1（2））による。
また、事前届出書には、次に掲げる書面を添付させるものとする。
 - ① 既に認可を受けた自動車車庫の位置、収容能力（面積及び収容余力（余裕面積））を示す書面（別紙様式2）
 - ② 営業所における配置車両数が増加する場合には、当該増加後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面（別紙様式2）
 - ③ 自動車車庫の面積に余裕が少ない場合には車両の収納状況を示す平面図等の書面
 - ④ 当該届出が増車の届出である場合には、以下の書面
 - イ 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）
 - ロ 特定自動運行旅客運送を行う場合には、特定自動運行保安員の選任数及び

その考え方並びに配置場所が明示された書面

- (2) 施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき、事業計画に国土交通大臣が定める区分ごとの数を記載させる地域として九州運輸局長が指定する地域は、ハイヤー運賃を適用する地域とする。なお、九州運輸局長は、当該地域の指定をしたときは、その旨を公示するものとする。

2. 事前届出書の提出時期及び提出先

変更実施予定日の7日前までに当該変更に係る営業所の所在地を管轄する支局長あて提出させるものとする。

3. 事前届出書の受理等

- (1) 届出書の受理に当たっては、1.の添付書類の有無を確認するとともに、4.(1)又は(2)のいずれかに該当することとなる場合には、道路運送法(以下「法」という)第31条第1号に基づく事業改善命令の対象となる旨を説明し、必要な手続きを行った上で届出を行うよう指導することとする。
- (2) 届出に係る営業区域が特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている場合には、当該営業区域内の事業用自動車の合計数が増加となる届出(以下「増車の届出」という。)は受理しない。ただし「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程(平成26年国土交通省告示第56号)」第3条に規定する事業用自動車に係る増車の届出については、この限りではない。

4. 事業の改善命令等

届出受理後、次の(1)又は(2)に該当する場合には、事業計画の変更命令を発動することとする。

- (1) 当該届出が増車の届出であって、届出者が当該届出に係る営業区域内における一般乗用旅客自動車運送事業について法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法及びこれらに基づく命令の違反により輸送施設の停止以上の処分を受け、増車実施予定日において当該処分期間が終了していないとき。
- (2) 営業所ごとに、配置車両数によって義務づけられる人数以上の有資格の運行管理者が選任されていないと認められるとき。
- (3) 特定自動運行旅客運送を行う場合において、特定自動運行保安員の選任数及び配置場所が輸送の安全の観点から適切でないと認められるとき。

5. 業務の範囲を福祉輸送サービスに限定した事業を行う者の取扱い

業務の範囲を福祉輸送サービス(「一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送サ-

バス事業限定)の許可等の取扱いについて」(平成18年9月29日付け九運公第12号)1.(2)に定める福祉輸送自動車を使用して、同公示1.(1)に定める要介護者等を輸送するサービスをいう)に限定した事業を行う者(以下「限定事業者」)が、一般の需要に応じることができる事業用自動車(以下「一般車両」という。)を増車しようとする届出を行う場合については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、当該増車が自動車車庫の収容能力の増加を要するものである場合には、「法人タクシー事業の申請事案の審査基準」(平成18年9月29日付け九運公第11号)の7.に定めるところによる。

- (1) 当該福祉輸送事業限定事業者の許可に付されている業務の範囲を限定する旨の条件の解除等
- ① 届出書に、業務の範囲を限定する旨の条件の解除を申請するものであることを明記させることとする。
 - ② 増車しようとする一般車両の数が、当該増車に係る営業区域(一般タクシーの営業区域。以下同じ。)の最低車両数以上である場合に限り、当該条件の解除を行うものとする。
 - ③ ②の条件の解除を行う場合にあつては、当該事業者の営業区域を当該増車に係る営業区域に変更することとする。なお、この場合において、届出前の事業計画における事業用自動車については、一般車両に該当しないものであることから、引き続き、業務の範囲を限定することとするが、営業区域については届出前の従前の営業区域の範囲を認めることとする。
 - ④ ②及び③については、書面によりその旨を明らかにするものとする。
- (2) 当該増車しようとする一般車両の数が最低車両数未満である場合には、許可に付されている業務の範囲を限定する旨の条件の解除を受けられないこととなるため、当該条件に違反することとなり、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消処分等の対象となる旨を説明し、最低車両数以上の車両数で届出を行うよう指導することとする。

附 則

1. 本公示は、平成18年10月1日以降に申請のあったものから適用する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出について」(平成14年1月25日付け九運公福第60号制定)については、平成18年9月30日をもって廃止する。

附 則

1. 本公示は、平成19年10月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則

1. 本公示は、平成20年4月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則

1. 本公示は、平成26年 1月27日以降に申請のあったものから適用する。

附 則

1. 本公示は、平成30年 4月 1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則

1. 本公示は、令和 7年 4月30日以降に申請のあったものから適用する。

法人タクシー事業の事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出書

(道路運送法施行規則第4条第8項第3号に基づく九州運輸局長指定地域以外の地域)

九州運輸局 ○○運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

道路運送法第15条第3項及び道路運送法施行規則第15条第2項で準用する同規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)を、次のとおり変更するので届出いたします。

1 氏名又は名称及び住所並びに代表者名	
2 変更しようとする事項	営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数
3 実施予定日	令和 年 月 日
4 その他	許可に付された業務の範囲を限定する旨の条件の解除を併せて申請します。 (福祉輸送事業限定事業者で条件解除の場合のみ記入)

変更に係る新旧対照表

営業所名	新		旧					計	旧					計			
	一般車両	福祉車両(普通)					計		一般車両	福祉車両(普通)					計		
		福祉車両(軽)								車いす	寝台	兼用	回転いす			セダン	計
		車いす	寝台	兼用	回転いす	セダン											
	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []			
	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []			
	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []			
備 考																	

記入要領

- ① 種別は、一般車両(一般の需要に応じることが出来る事業用自動車)及び福祉車両(福祉限定車両)の別とする。
- ② 福祉車両の普通自動車と軽自動車はそれぞれ別に計上する事 (普通合計+軽合計=保有車両数)
- ③ 福祉車両の内訳は車両の構造・設備により下記のとおり分類する。
- ④ ()内は、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送(特定自動運行旅客運送を除く。)の用に供する自動車数を記載し、[]内は事業用自動車のうち、特定自動運行旅客運送の用に供する自動車数を記載する。

法人タクシー事業の事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出書

(道路運送法施行規則第4条第8項第3号に基づく九州運輸局長指定地域)

九州運輸局 ○○運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

道路運送法第15条第3項及び道路運送法施行規則第15条第2項で準用する同規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)を、次のとおり変更するので届出いたします。

1 氏名又は名称及び住所並びに代表者名	
2 変更しようとする事項	営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数及び国土交通大臣が定める区分ごとの数
3 実施予定日	令和 年 月 日
4 その他	許可に付された業務の範囲を限定する旨の条件の解除を併せて申請します。 (福祉輸送事業限定事業者で条件解除の場合のみ記入)

変更に係る新旧対照表

営業所名	新旧の別		新							旧					計			
	種別	一般車両	福祉車両(普通)					計	一般車両			福祉車両(普通)		計				
			福祉車両(軽)						タクシー	ハイヤー		車いす	寝台			兼用	回転いす	セダン
			タクシー	ハイヤー その他	ハイヤー 都市型	車いす	寝台			兼用	回転いす							
	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []			
	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []			

備考

記入要領

- 種別は、一般車両(一般の需要に応じることが出来る事業用自動車)及び福祉車両(福祉限定車両)の別とする。
- ハイヤーのうち、「都市型」とは、「道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)」第1号に規定する事業用自動車とし、「その他」とは第2号に規定する事業用自動車とする。
- 福祉車両の普通自動車と軽自動車はそれぞれ別に計上すること。(普通合計+軽合計=保有車両数)
- 福祉車両の内訳は車両の構造・設備により下記のとおり分類する。
車いす…車いすのみ積載可能 寝台…寝台のみ積載可能 兼用…車いす、寝台どちらも積載可能
回転いす…回転シート、リフトアップシート等を装備 セダン…特殊な装備を持たないもの
- ()内は、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送(特定自動運行旅客運送を除く。)の用に供する自動車数を記載し、[]内は事業用自動車のうち、特定自動運行旅客運送の用に供する自動車数を記載する。

自動車車庫の位置及び収容能力

所属営業所名	車庫の名称	位 置	収容能力	余裕面積
			m ²	m ²
			m ²	m ²
			m ²	m ²
			m ²	m ²
			m ²	m ²

増車に必要な車庫面積

車 両 区 分	幅員+0.5m (A)	長さ+0.5m (B)	増車の車 両数 (C)	増車必要面積 (A×B×C)
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
合 計				m ²